

(予防) 同和園短期入所事業運営規程

第1条 (目的)

(予防) 同和園短期入所事業（以下、同和園短期入所事業）は、介護保険法その他の法令、「京都市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成25年1月9日京都市条例第39号）」、「指定居宅サービス等の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）」及び「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）」等に定める理念と法令に従い、介護保険の被保険者が要介護状態等となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

第2条 (運営方針)

同和園短期入所事業は、次の各項目を運営方針とする。

- 1、短期入所生活介護の提供の開始に際し、あらかじめ利用申込者又はその家族に対し、この運営規程の概要、職員の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービス内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得る。
- 2、利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者を対象に、短期入所生活介護の提供を行う。
- 3、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めるものとする。
- 4、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況をふまえて、日常生活に必要な援助を妥当適切に行う。
- 5、短期入所生活介護の提供を行うにあたっては、相当期間以上にわたり継続して入所する利用者については、第10条に定める短期入所生活介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営む上で必要な援助を行う。
- 6、事業の運営にあたっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努める。

- 7、職員は、短期入所生活介護の提供を行うにあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- 8、短期入所生活介護の提供を行うにあたっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。
- 9、事業内容の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

第3条 （事業の名称）

当事業は、同和園短期入所事業（以下、「当事業」とする）と称する。

第4条 （事業の場所、事業の併設本体施設）

当事業は、京都市伏見区醍醐上ノ山町11番地において、社会福祉法人同和園が同一敷地内で運営する特別養護老人ホーム同和園に併設して一体的に運営する。

第5条 （実施主体）

当事業の実施主体は、社会福祉法人同和園とする。

第6条 （職員の職種、員数および職務の内容）

事業に従事する従業者は、特別養護老人ホームの従業者と兼務するものとし、職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名

管理者は、当事業を統括して管理する。また、職員の管理及び短期入所生活介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握とその管理を一元的に行う。さらに職員にこの規程を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

(2) 医師 1名以上

医師は、併設本体施設である特別養護老人ホーム同和園の医師が兼務し、看護職員及び他の職員と協力して、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のため適切な措置をとる。

(3) 生活相談員 常勤4名以上

生活相談員は、他の職員と協力して、第8条に規定する事業の内容を行う。とくに第8条の1および6については主務とする。

(4) 介護職員 常勤換算方法で103名以上（常勤の者を常時1名以上配置する。また、昼間については、ユニットごとに常時1名以上配置する。夜間及び深夜については、2ユニットごとに1名以上配置する。従来型については利用者の合計数を25で除して得た数（端数があるときは1を加える）以上配置する。）

介護職員は、他の職員と協力して、第8条に規定する事業の内容を行う。とくに第8条の2および7については主務とする。

(5) 看護師、准看護師（以下、看護職員とする。）

常勤換算方法で7名以上（うち1名以上は常勤の者とする。）

看護職員は、医師及び他の職員と協力して、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のため適切な措置をとる。また機能訓練指導員を兼務する。

(6) 機能訓練指導員 1名以上

機能訓練指導員は看護職員が兼務し、第8条の4に規定する事業の内容を行う。

(7) 管理栄養士又は栄養士 1名以上

栄養並びに利用者の身体の状況及び、嗜好並びに適時適温を考慮した食事の提供が行えるよう必要な役割を果たす。

(8) 介護支援専門員 常勤換算方法で4名以上（うち1名以上は常勤の者とする。）

施設サービス計画の作成に関する業務を担当する。

(9) 調理員 1名以上

食事の提供に必要な調理を行う。

(10) 事務員 1名以上

設備の維持・運営に必要な事務を行う。

なお、医師および栄養士をはじめとするその他の職員は、併設本体施設である特別養護老人ホーム同和園の職員が兼務する。また介護職員及び看護職員については、併設本体施設である特別養護老人ホーム同和園の職員と共同して一体的に事業の内容を行う。

2、当事業は、利用者に対し適切な短期入所生活介護を提供できるよう、職員の勤務体制を定める。

3、職員の資質の向上のため、研修を行う。

第7条（利用定員とその厳守、及び専用居室）

当事業の利用定員は24名とする。

2、災害その他やむを得ない事情がある場合を除いて、同時にこの利用定員をこえる利用者数の短期入所生活介護の提供を行わない。

3、原則として短期入所のための専用居室を利用する。

第8条（事業の内容）

当事業の内容は次のとおりとする。なお、居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った短期入所生活介護の提供を行う。

1、受付

当事業は、短期入所生活介護の提供を求められた場合は、まず次の要領で受付を行う。

- ア、利用申込者が提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定等の有無及び要介護認定等の有効期間を確認する。また、当事業は、この被保険者証に介護保険法第73条第2項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、短期入所生活介護を提供するよう努める。
- イ、要介護認定等を受けていない利用申込者については、要介護認定等の申請が既に行われているか否かを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意向をふまえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。
- ウ、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定等の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定等の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行う。
- エ、法定代理受領サービスの提供を受けることができるにもかかわらず、該当していないときは、その旨を説明し、必要な援助を行う。
- オ、あらかじめ利用申込者又はその家族に対し、この運営規程の概要、職員の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービス内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得るものとする。
- カ、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努める。
- キ、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況、家庭での介護の様子、所持金品、主治医や医療機関の名称や指示、服薬等の内容、短期入所生活介護の提供にあたっての当事業への要望、場合によっては家族の事情などについて、前項目の会議等では把握しきれない点は、あらかじめ利用申込者又はその家族から、さらに把握するよう努める。

2、介護

当事業は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう適切な技術をもって、次のような介護を行う。

ア、摂食の介護

食事を自ら摂取することが困難な利用者には、その心身の状況に応じ、適切な方法により、利用者の摂食に必要な援助を行う。

イ、移動の介護

利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、移動の自立について必要な援助を行う。

ウ、入浴

1週間に2回以上、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清拭する。

エ、排泄介護

利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行う。

オ、おむつ交換

おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替える。

カ、その他の日常介護

前各項に定めるほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行う。

3、食事の提供

利用者の食事は、栄養並びに利用者の身体の状態及び嗜好を考慮したものとし、適切な時間に行う。又、その利用者の自立の支援に配慮し、できるだけ離床して食堂で食事できるよう努める。

4、機能訓練

利用者の心身の状況等をふまえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行う。

5、健康管理

当事業の医師及び看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のため適切な措置をとる。

当事業の医師は、利用者に対して行った健康管理に関し、その健康手帳の所要のページに必要な事項を記載する。ただし、健康手帳を有しない者については、この限りではない。

6、相談及び援助

常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

7、その他のサービスの提供

教養娯楽設備等を備える他、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行う。

また、常に利用者の家族との連携を図るよう努める。

8、サービス提供の記録

短期入所生活介護の提供の日程、内容、費用その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画またはこれに準ずる書面に記録する。

第9条 (利用者の不正行為等の保険者への通知)

当事業は、次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を保険者に通知する。

- (1) 利用者が正当な理由なしに介護保険法第24条第2項に規定する介護給付等の対象サービスの利用に関する指示に従わないこと等により、要介護

等の程度を増進させたと認める場合。

- (2) 偽り、その他の不正の行為により保険給付を受けた場合、または受けようとした場合。

なお、当事業は、以上のような場合には、短期入所生活介護の提供を拒むことができる。

第10条 （短期入所生活介護計画の作成）

当事業の管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている環境をふまえて、短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至までの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、当事業の他の職員と協議の上、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した短期入所生活介護計画を作成する。

2、当事業の管理者は、前項の短期入所生活介護計画を作成する場合は、それぞれの利用者に応じた短期入所生活介護計画を作成し、利用者又はその家族に対し、その内容等について説明する。

3、短期入所生活介護計画の作成にあたっては、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、施設入所生活であることをふまえつつ、当該計画の内容に沿って作成する。

第11条 （利用料等）

1、当事業は、法定代理受領サービスに該当する短期入所生活介護の提供を行った利用者から、介護報酬告示の額の二割、三割いずれかの利用料の支払いを受ける。

ただし、法定代理受領サービスに該当しない短期入所生活介護の提供を行った利用者からは、保険給付に該当するサービス費と同額の費用もあわせて支払いを受ける。この場合は、提供した短期入所生活介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した証明書を利用者に交付する。

2、このほか、当事業は、次の各号において重要事項説明書に定める費用の額の支払いを利用者から受ける。

ア、食費

イ、滞在費

ウ、謄写料

エ、キャンセル料 前日までにキャンセルの申し出がなかった場合

オ、その他提供する便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者負担に相当であると認められるもの

3、前項の費用の額に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意をえるものとする。

第12条 （通常の送迎の実施地域）

当事業の入退所時の送迎実施地域については、京都市内および宇治市六地藏、宇治市木幡、宇治市平尾台とする。

2、この送迎実施地域外の利用申込者に対し、送迎が困難である場合は、他の短期入所生活介護サービス事業者を紹介する等の措置を講ずる。

ただし、家族等の送迎による場合はこの限りではない。

第13条 （サービス利用にあたっての留意事項）

当事業は、短期入所生活介護の提供を受ける者に対し、そのサービス利用にあたって、次のことに留意するよう周知する。

- 1、介護保険被保険者が、当事業の短期入所生活介護の提供を求める場合は、被保険者証を提示しなければならない。
- 2、利用者及びその家族は、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況、家庭での介護の様子、所持金品、主治医や医療機関の名称や指示、服薬等の内容、場合によっては家族の事情などを、当事業の職員が把握することにできるだけ協力しなければならない。
- 3、利用者及びその家族は、正当な理由なしに介護保険法第24条第2項に規定する介護給付等の対象サービスの利用に関する指示に従わないこと等により、要介護等の程度を増進させるようなことがあってはならない。
- 4、利用者及びその家族は、偽り、その他の不正の行為により保険給付を受けたり、受けようとしてはならない。
- 5、短期入所生活介護の提供を受けた利用者又はその家族は、この規程の第11条に定める利用料等を支払わなければならない。

第14条 （緊急時等における対応方法）

当事業は、現に短期入所生活介護の提供を行っている時に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医又はあらかじめ当事業で定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な措置を講じる。

第15条 （非常災害対策）

当事業は、併設して一体的に運営している特別養護老人ホーム同和園に準じ、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるために、年2回以上定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

第16条 （衛生管理等）

当事業は、併設して一体的に運営している特別養護老人ホーム同和園に準じ、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずる。

2、当事業は、併設して一体的に運営している特別養護老人ホーム同和園に準じ、施設内で感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努める。

第17条 （秘密の保持）

当事業の職員は、正当な理由なくその事実上知り得た利用者及びその家族等の秘密を漏らしてはならない。またその秘密を保持するために必要な措置を講ずる。さらにサービス担当者会議等、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携のために、利用者又はその家族等の個人情報を用いる場合は、利用者やその家族等の同意を、あらかじめ文書で得る。ただし、利用者やその家族から申し出があった場合は、当事業での当該利用者に対する短期入所生活介護の実施状況に関する書類を交付する。

第18条 （虐待防止に関する事項）

- 1、事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じる。
 - 一 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
 - 二 虐待の防止のためのマニュアルを整備する。
 - 三 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - 四 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2、事業所は、サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかに、市町村に通報する。

第19条 （身体拘束廃止に関する事項）

- 1、事業所は原則として身体拘束及びその他の行動制限を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じる。
 - 一 身体拘束防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
 - 二 身体拘束廃止のための指針及びマニュアルを整備する。
 - 三 従業者に対し、身体拘束廃止のための研修を定期的実施する。
 - 四 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
 - 五 やむを得ず身体拘束を行う場合は、マニュアルにしたがって対応する。

第20条 （業務継続計画に関する事項）

- 1、事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。

- 一 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。
- 二 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

第21条 （その他運営に関する重要事項）

その他運営に関する重要事項を次のとおり定める。

- 1、当事業の会計は他の会計と区別し、毎年4月1日から翌年3月31日の会計期間とする。
- 2、当事業の運営規程の概要、職員の勤務体制、サービスの主な内容について見えやすいところに掲示するとともに、ウェブサイト上でも閲覧ができるようにする。
- 3、当事業は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に当事業を利用させることの代償として、金品その他の財産上の利益を供与しない。
- 4、当事業は、提供した短期入所生活介護に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、必要な措置を講ずる。また、こうした苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力し、指導又は助言を受けたときには、その指導又は助言にしたがって改善を行う。さらに提供した短期入所生活介護に関し、介護保険法第23条の規定により保険者が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は保険者からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して保険者が行う調査に協力するとともに、保険者から指導又は助言を受けた場合は、その指導又は助言にしたがって改善を行う。
- 5、当事業は、利用者に対する短期入所生活介護の提供により事故が発生した場合は、京都市その他市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。また、利用者に対する短期入所生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。
- 6、当事業には、設備、備品、職員、会計に関する諸記録の整備を行う。また、介護その他サービスの提供に係る記録整備を完結の日から5か年間保存する。

附則 この運営規程は平成12年4月1日より施行する。

附則2 この運営規程は平成13年9月1日より改正施行する。

附則3 この運営規程は平成14年2月1日より改正施行する。

附則4 この運営規程は平成14年4月1日より改正施行する。

附則5 この運営規程は平成15年4月1日より改正施行する。

附則6 この運営規程は平成16年4月1日より改正施行する。

- 附則 7 この運営規程は平成16年12月 1日より改正施行する。
- 附則 8 この運営規程は平成17年 4月 1日より改正施行する。
- 附則 9 この運営規程は平成17年10月 1日より改正施行する。
- 附則 10 この運営規程は平成17年12月1日より改正施行する。
- 附則 11 この運営規程は平成18年4月1日より改正施行する。
- 附則 12 この運営規程は平成19年4月1日より改正施行する。
- 附則 13 この運営規程は平成20年4月1日より改正施行する。
- 附則 14 この運営規程は平成21年4月1日より改正施行する。
- 附則 15 この運営規程は平成22年4月1日より改正施行する。
- 附則 16 この運営規程は平成23年4月1日より改正施行する。
- 附則 17 この運営規程は平成24年4月1日より改正施行する。
- 附則 18 この運営規程は平成25年4月1日より改正施行する。
- 附則 19 この運営規程は平成26年1月31日より改正施行する。
- 附則 20 この運営規程は平成26年 4月1日より改正施行する。
- 附則 21 この運営規程は平成26年12月1日より改正施行する。
- 附則 22 この運営規程は平成27年4月1日より改正施行する。
- 附則 23 この運営規程は平成28年4月1日より改正施行する。
- 附則 24 この運営規程は平成29年12月1日より改正施行する。
- 附則 25 この運営規程は平成30年4月1日より改正施行する。
- 附則 26 この運営規程は平成30年6月6日より改正施行する。
- 附則 27 この運営規程は令和 1年6月1日より改正施行する。
- 附則 28 この運営規程は令和 1年9月1日より改正施行する。
- 附則 29 この運営規程は令和 3年4月1日より改正施行する。
- 附則 30 この運営規程は令和 5年8月1日より改正施行する。
- 附則 31 この運営規定は令和 6年4月1日より改正施行する。